

愛知県警察学校

売店営業に係る公募実施要領

令和5年11月30日

愛知県警察本部

売店営業に係る公募実施要領

目次

- 1 公募の目的
 - 2 募集業務
 - 3 募集者数
 - 4 業務場所
 - 5 使用許可期間
 - 6 営業開始予定日
 - 7 施設概要及び営業条件等
 - 8 建物使用料及び光熱水費について
 - 9 公募参加条件
 - 10 提出要領
 - 11 事業者の選定及び決定
 - 12 審査の無効
 - 13 許可の条件等
 - 14 その他
-
- 別添 1 施設概要及び営業条件等
 - 別添 2 国有財産使用許可書（案）
 - 別添 3 企画提案書作成にあたってのお願い
 - 別添 4 審査項目一覧表
-
- 別紙様式 18 誓約書
 - 別紙様式 19 役員名簿
 - 様式第 1 委任状
 - 様式第 2 行政財産使用許可（公募）申込書
 - 様式第 3 売店営業に関する企画提案書
 - 様式第 4 売店営業に関する質問票

公募実施要領

国の施設の行政財産使用許可（「国有財産法」（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項及び第 19 条）に基づき、以下のとおり公募する。

1 公募の目的

愛知県警察学校において警察職員の福利厚生に資すること。

2 募集業務

売店業務

入校生及び職員が必要とする日用品及び飲食物等の販売

3 募集者数

上記 2 の業務について 1 者とする。

4 業務場所

(1) 所在地

愛知県春日井市廻間町字神屋洞 703-25

愛知県警察学校新食堂棟（炊食浴棟）1 階食堂（令和 6 年 5 月引渡予定）

(2) 使用許可面積

売店、売店倉庫 86.81 m²

5 使用許可期間

令和 6 年 5 月下旬（又は 6 月上旬）頃から令和 11 年 3 月 31 日まで（予定）

※ただし、工事の進捗により開始日が遅延する可能性あり。

期間満了にあたり継続使用の出願があったときは、原則として 1 度に限り、使用許可の終了日翌日から 5 年を超えない期間で更新を可能とする。

6 営業開始予定日

令和 6 年 6 月頃（内装工事等終了次第の営業開始を希望する。）

7 施設概要及び営業条件等

別添 1 「施設概要及び営業条件等（売店）」のとおりに

8 建物使用料及び光熱水費について

ア 建物使用料（初年度）

- (ア) 様式第5「売店営業等に関する企画提案書」に記載された年額提案使用料（1年間365日の見積価格）に対する日割り計算により算出し、消費税を加算した額とする。（初年度期間：令和6年5月下旬頃の使用許可開始日から令和7年3月31日（予定）まで）
- (イ) 財務省通達「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日蔵管第1号）により算定した非公開の使用料（以下「算定使用料」という。）以上でなければならない。
- (ロ) 使用料は原則として年1回の納付とし、歳入徴収官愛知県警察本部長が指定する期日までに納入告知書をもって全額納入すること。指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、財務省から告示された延滞金利率をもって計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
- (エ) 上記(イ)の財務省通達別添「貸付料予定価格等の算定基準」第2節「使用料予定価格算定基準」に基づき、使用料は毎年度改定する。

イ 光熱水費

実費を負担すること。

売店にかかる電気及び水道の子メーターは、設備工事で設置済み。

9 公募参加条件

- (1) 公募公告及び本要領に掲げる事項のほか、別添1及び別添2に定める条項を遵守できる者であること。
- (2) 各々の売店営業に必要な所定の許可（食品営業許可、たばこ小売販売業許可等）を受けられる者であること。
- (3) 下記様式による誓約書等を提出した者であること。
 - ア 別紙様式18 「誓約書」
 - イ 別紙様式19 「役員名簿」※1
 - ウ 様式第1 「委任状」※2
 - エ 様式第2 「行政財産使用許可（公募）申込書」※3
 - オ 様式第3 「売店営業に関する企画提案書」※4
 - カ 直近1年分の決算書又は財務諸表
 - キ 証明書 発行後3か月以内のものの写し
法人の場合：「法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」
個人の場合：「住民票」

- ク 納税関係書類 原本を確認できれば写しの提出を可とする。
- ・ 国税関係 未納の税額がないことの証明
法人の場合：「その 3 の 3」 法人税と消費税及地方消費税
個人の場合：「その 3 の 2」 所得税と消費税及地方消費税
 - ・ 県税関係 未納の税額がないことの証明
法人の場合：「法人県民税」「法人事業税」及び「自動車税種別割」
個人の場合：「個人事業税」及び「自動車税種別割」
- ケ 現在、官公庁等で売店営業等の行政財産使用許可を受けている場合は、その「使用許可書」の写し
- コ 現在、愛知県内で許可を受けている場合は、その法定の許可証の写し（食品営業許可証、たばこ小売販売業許可証等）
- ※ 1 「役員名簿」は紙媒体による提出に加え、下記 10(2)に示す電子メールアドレス宛にエクセル形式で送付すること。
 - ※ 2 「委任状」は、申請権者が一切の行政財産使用許可にかかる手続き権限を代理人に委任する場合にのみ提出すること。
 - ※ 3 「行政財産使用許可（公募）申込書」に、申請権者（又は受任者）が押印すること。
 - ※ 4 別添 3 を参照のうえ作成すること。また設備及び備品の配置を示したレイアウト案を添付すること。様式のほか、適宜追加説明資料の提出を可とする。

10 提出要領

(1) 提出書類

応募者は、上記 9 (3) に示した別紙様式等を各 1 部ずつ提出すること。
ただし、上記オの様式第 3 「売店営業に関する企画提案書」及びそれに付帯する資料のみ、15 部提出すること。

- ※ 提出された書類は返却しない。
- ※ 作成に要する費用等は提出者負担とする。
- ※ 企画提案書等の提出書類について、提出後の追加及び変更は原則として認めない。

(2) 受付期間

令和 5 年 11 月 30 日（木）から同年 12 月 28 日（木）までの間
日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

なお受付時間は各日とも、午前 10 時から午後 5 時までとする。（ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。）

(3) 提出先

〒460－8502

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

愛知県警察本部総務部施設課財産係

FAX 052－951－3687

E-mail zaisan@police.pref.aichi.lg.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送 なお、郵送の場合は期限内必着のこと。

(5) 質疑応答

本件について疑義がある場合は、原則として書面（様式第4）により、電子メールまたはFAXで提出すること。なお、公平を期すため、受け付けた質問に対する回答は、個別説明会の参加者全員へ随時メールにより公表する。

ア 受付期間

令和5年11月30日（水）から同年12月19日（火）の午後5時まで

イ 提出先

上記10(3)のとおり

ウ 最終回答予定日

令和5年12月22日（金）

11 事業者の選定及び決定

- (1) 愛知県警察学校に設置する行政財産使用許可業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、上記9の参加条件を満たす応募者の企画提案書に基づき書類審査を実施し、最も得点が高い事業者を選定する。審査基準は別添4「審査項目一覧表」のとおり。
- (2) 提出書類等の詳細は、上記9及び10を参照のこと。
- (3) 選定結果は、令和6年1月下旬頃までに電話及び書面にて連絡する。
- (4) 選定された事業者は、愛知県警察が指定する期日までに国有財産使用許可申請書を上記10(3)へ提出し、国有財産使用許可の承認を受けるものとする。

12 審査の無効

本公告に示した公募参加資格のない者、虚偽の記載をした者及び公募に関する条件に違反した者の作成した提出書類の審査は無効とする。

13 許可の条件等

国有財産法第 18 条第 6 項、同法第 19 条及び別添 2「国有財産使用許可書(案)」に定めるとおりとする。

14 その他

(1) 「売店営業に係る公募実施要領」等の取扱い

ア 目的外使用の禁止

本件公募ではない他の目的に使用することを禁ずる。

イ 返却の要否

公募に参加しない場合は、個別説明会で交付する関係図面等を令和 5 年 12 月 28 日(木)までに返却すること。(HP 掲載物の返却は不要。)

(2) 問い合わせ先

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 1 番 1 号

愛知県警察本部総務部施設課財産係

電話番号 052-951-1611 (内線 2268)

FAX 052-951-3687